

公告

令和 7 年度機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

山梨県公安委員会
委員長 飯室 元邦

1 実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

令和 7 年 1 0 月 3 0 日（木）から 1 1 月 4 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで及び 1 1 月 5 日（水）午前 9 時から午後 0 時 3 0 分まで。

(2) 実施場所

甲府市宝一丁目 2 1 番 2 0 号 N O S A I 会館 2 階

2 受講定員

1 0 人

3 受講手続

(1) 事前受付手続

ア 事前受付の方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部保安課許認可管理室（受付電話 0 5 5 - 2 2 3 - 7 0 1 5）宛に事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話 1 回につき一人の受付とし、受付電話以外での受付は行わない。）

イ 事前受付期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）及び同月 2 日（木）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

なお、先着順に受け付け、事前受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は受け付けない。

(2) 受講申請手続

（1）の事前受付手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申請を行うこと。

ア 受講申請期間

令和 7 年 1 0 月 8 日（水）から同月 1 0 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

イ 申込書等の提出先

申込人の住所地を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者に

については、山梨県内の最寄りの警察署)に提出し、(1)アで取得した受付番号を申告すること。

郵送による申請は受け付けない。

ウ 提出書類

- (ア) 機械警備業務管理者講習受講申込書 1 通
- (イ) 写真 (申込前 6 か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ 3. 0 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1 枚
- (ウ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

エ 受講手数料

受講申込書の提出時に 3 9, 0 0 0 円の金額の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料については、いかなる理由があっても返還しない。

4 講習の委託

講習は、一般社団法人山梨県警備業協会に委託して行う。

5 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

- (1) 講習初日は、午前 8 時 3 0 分から午前 8 時 5 0 分までに受付を済ませること。
- (2) 受講に際しては、筆記用具を持参すること。また、感染症防止対策として、必要に応じてマスクを着用すること。
- (3) 発熱者及び体調不良者等については、受講を認めない場合がある。
- (4) 講習についての質疑等は、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間 (正午から午後 1 時までを除く。) に山梨県警察本部保安課許認可管理室 (電話 0 5 5 - 2 2 1 - 0 1 1 0 内線 7 1 1 - 6 3 2) に問い合わせること。